

2022 年度東京理科大学における自己点検・評価の基本方針

2022 年 3 月 18 日
大学質保証推進委員会

1. 規程及び内部質保証の方針

学則第 2 条の 2、大学院学則第 1 条の 2 の規定、「東京理科大学内部質保証推進規程（以下「推進規程」という。）及び「内部質保証の方針」に基づき、自己点検・評価を実施する。

[内部質保証の方針]

本学における内部質保証の方針は、建学の精神・教育研究理念をはじめとする理念・目的、各種方針等に基づいて、教育研究活動その他大学の諸活動を自己点検・評価したうえで、その結果を検証して改善に結び付けることにより、教育研究の質を継続的に向上させる。（以下「PDCA サイクル」という。）

また、この PDCA サイクルを実質化するとともに、サイクル自体の適切性についても定期的に検証することによって、本学の教育研究活動の組織的・継続的な改善に結びつける。と定めている。

2. 実施対象

自己点検・評価の実施対象とする単位は本学、並びに本学を構成する学校法人東京理科大学業務規程第 1 条の 2 に規定する部局（以下「各部局」という。）とする。

3. 対象期間

2022 年度自己点検・評価の評価対象期間は、2022 年 4 月 1 日から 2023 年 3 月 31 日とする。

4. 点検・評価活動

原則として公益財団法人大学基準協会が明示する大学基準及び点検・評価項目に準じることとし、その詳細については、自己点検・評価委員会で定める。なお、「基準 2：内部質保証」は本学における自己点検・評価の最重要項目に位置付けていることから、推進規程及び内部質保証の方針に基づいた内部質保証推進体制の下、基準 2 以外の基準についても内部質保証の概念を取り入れて点検・評価、改善活動を行うこととする。

なお、2022 年 4 月施行の「教育職員免許法施行規則等の一部を改正する省令（令和 3 年文部科学省令第 25 号）」を受けて、教職課程の認定を有する大学は同課程の点検・評価を実施しその結果を公表することについて同施行規則第 22 条の 8 に規定されることから、このことについても必ず対応すること。

5. 改善事項に対する点検・評価

4. で示したことのほか、以下についても点検・評価の対象とする。
- ・ 2021 年度の自己点検・評価の結果に基づく改善事項(2020 年度からの継続を含む)
 - ・ 2021 年度に受審した外部評価の結果に基づく改善事項等

(経営学研究科技術経営専攻のみ対象)

- ・ 経営系専門職大学院認証評価結果において指摘のあった提言及び学長によって改善が必要であると認められた事項

6. 実施、及び取りまとめ

- (1) 推進規程に基づき、大学質保証推進委員会（以下「本委員会」という。）により自己点検・評価の基本方針を定めたことを受けて、自己点検・評価委員会は本学における自己点検・評価の実施を担う組織として、自己点検・評価の項目の設定、及び実施体制の整備、自己点検・評価の促進及び啓発、自己点検・評価活動の取りまとめ等を行うこととする。
- (2) 自己点検・評価の結果、改善事項がある場合には、その事実だけでなく、今後の改善に向けての方針・プロセス等も含めて、本委員会に具体的に報告するものとする。
- (3) 自己点検・評価の実施にあたっては2021年度同様、各部局における活動の実質化とそれに係る負担とのバランスに配慮するとともに、2020年度から変更した自己点検・評価の実施方法についても検証することとする。

7. 自己点検・評価に際しての留意事項

自己点検・評価の実施に際しては、先に述べたことのほか、以下の点に留意し評価の質の向上に努めるものとする。

- (1) 各部局は、学科・専攻、センター等の教育研究活動を担う関係組織にも配慮して、自己点検・評価を行うこととする。
- (2) 自己点検・評価を実質化したものとするため、積極的に根拠資料、及びデータ等に基づいた評価を行うこととする。
- (3) 自己点検・評価に際しては、主観的な評価だけではなく、外部からの意見等、客観的な評価等を取り入れることとする。
- (4) 自己点検・評価の結果に基づく改善事項への対応は、推進委員会からの具体的な改善指示及び各部局において取り上げた改善を要する事項により、各部局が作成する改善計画に基づき改善を進め、結果等の報告を含め計画的に取り組むこととする。